

社会福祉法人石川県共同募金会能登町共同募金委員会助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するために、地域を良くしていこうと活動するボランティア団体や福祉団体を応援するため、社会福祉法人石川県共同募金会能登町共同募金委員会（以下「この会」という。）が行う助成の基準や手続きについて定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象団体は、能登町内で活動する社会福祉法人や特定非営利活動法人、社会福祉協議会や自治会等の地域団体及び福祉団体やボランティア団体とする。

(助成申請)

第3条 助成を受けようとするものは、この会の定める期間までに、申請書と必要な書類を添付し、この会まで提出しなければならない。

(審査)

第4条 この会の会長は、前条の助成申請があったときは、必要に応じて調査を行い審査委員会に諮ったうえで、助成の可否等について決定し、申請団体に審査結果通知書を送付する。

2 助成対象事業は次の通りとする。

- (1) 社会福祉協議会が行う地域福祉活動事業。
- (2) 自治会等が行う小地域での福祉推進のための活動事業。
- (3) 地域福祉を目的とした福祉団体やボランティア団体などの活動事業。

3 前項に掲げる事業であっても、次の各号に該当する事業は助成対象とはしない。

- (1) 国または地方公共団体が経営し、またその責任に属するとみなされる事業。
- (2) 設立開始後満1ヶ年を経過しない団体、ただし、必要性が認められる場合はこの限りではない。
- (3) 国籍、宗教、政党、組合などの関係からその対象を特に限定していて一般的に開放されず、構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的な性格の明らかでない事業または団体。
- (4) 社会福祉を目的としても、政治、宗教、組合等の手段として行なう事業。
- (5) その名称の如何にかかわらず、営利のために行なっているとみなされる事業。
- (6) 助成による効果が期待できない事業。
- (7) 他の補助金や財源をもって実施することが適当と認められる事業。

(助成額の決定)

第5条 被助成団体への助成額は、審査委員会に諮ったうえで決定し、助成金交付決定通知書で通知する。

(交付請求)

第6条 被助成団体は、前条の通知により助成金を受けようとする時は、別に定める助成金請求書をこの会の会長あてに提出する。

(助成金の交付)

第7条 この会は、前条による助成金請求書を受理した場合は、その内容が適正であることを確認のうえ助成金を送金する。

(事業完了報告)

第8条 被助成団体は、助成事業完了後直ちに、実績報告書をこの会に提出しなければならない。

2 この会は、必要があると認めるときは、助成団体に対して調査を行うことができる。

付則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。